

掛川市告示第 31 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条の規定に基づき、次のとおり保険料の徴収の事務を委託した。

令和 4 年 3 月 25 日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	札幌市中央区南九条西五丁目 421 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

2 委託した事務

後期高齢者医療保険料の徴収の事務（収納に係る事務に限る。）

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで